

2020年11月19日（木）

《問い合わせ先》
総合政策推進局
総合政策推進局長 富田 珠代
直通電話 03 (5295) 0517
代表電話 03 (5295) 0550

報道関係者各位

2021 春季生活闘争方針（案）の中央委員会提起を確認

連合は、本日開催した第14回中央執行委員会において、2021 春季生活闘争方針（案）を第84回中央委員会（12月1日開催）に提起することを確認いたしましたので、ここに報告いたします。

【2021 闘争の意義と目的】

- 日本の抱える構造課題とコロナ禍によって明らかとなった社会の脆弱さを克服していくためにも、「誰もが安心・安全に働くことのできる環境整備と分配構造の転換につながり得る賃上げに取り組み、『感染症対策と経済の自律的成長』の両立と『社会の持続性』の実現」をめざす。

【基盤整備】

- 社会全体で雇用の維持・創出に取り組みセーフティネットを強化するとともに、落ち込んでいる消費マインドを改善していくことの必要性を社会に呼びかける。
- 「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」の取り組みを強化し、取引の適正化を推進する。

【具体的要求項目】

- 「賃上げ」は、「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組みの考え方を堅持する中で、引き続き、月例賃金の絶対額の引上げにこだわり、名目賃金の最低到達水準と目標水準への到達、すなわち「賃金水準の追求」に取り組む。今次闘争の賃金要求指標パッケージは次ページの通り。
- 「すべての労働者の立場にたった働き方の見直し」については、健康で働き続けられる労働時間と過労死ゼロの実現、「社会生活の時間」の充実を含めたワーク・ライフ・バランス社会の実現、個々人の状況やニーズにあった働き方と処遇のあり方など職場の基盤整備に向けて総体的な検討と協議を行う。

今後の予定

- 12月1日（火） 第84回中央委員会【闘争方針決定】
2021 春季生活闘争共闘連絡会議第1回全体代表者会議【闘争日程決定】



<2021 春季生活闘争における賃金要求指標パッケージ>

底上げ	定期昇給相当（賃金カーブ維持相当）分（2%）の確保を大前提に、産業の「底支え」「格差是正」に寄与する「賃金水準追求」の取り組みを強化しつつ、それぞれの産業における最大限の「底上げ」に取り組むことで、2%程度の賃上げを実現し、感染症対策と経済の自律的成長の両立をめざす。	
格差是正	企業規模間格差	雇用形態間格差
	目標水準 ¹	35 歳 : 287,000 円 30 歳 : 256,000 円 <ul style="list-style-type: none"> ・昇給ルールを導入する。 ・昇給ルールを導入する場合は、勤続年数で賃金カーブを描くこととする。 ・水準については、「勤続 17 年相当で時給 1,700 円・月給 280,500 円以上となる制度設計をめざす」
	最低到達水準 ²	35 歳 : 258,000 円 30 歳 : 235,000 円 企業内最低賃金協定 1,100 円以上 <ul style="list-style-type: none"> ・企業内のすべての労働者を対象に協定を締結する。 ・締結水準は、生活を賄う観点と初職に就く際の観点を重視し、「時給 1,100 円以上³」をめざす。
底支え		

¹ 賃金PT答申（2019年8月7日）を踏まえ、「賃金センサス・フルタイム労働者の平均的な所定内賃金」を参考に算出

² 1年・1歳間差を4,500円、30歳を勤続12年相当、35歳を17年相当とし、時給1,100円から積み上げて算出

³ 2017 連合リビングウェッジ（単身者時給 1,045 円）（別紙 1）および 2017 年賃金センサス高卒初任給（時給 982 円）を総合勘案し算出

